

桜井市地域見守り活動



事務局

桜井市役所 高齢福祉課 地域包括ケア係

☎ 0744-42-9111（代表番号）

1. 桜井市地域見守り活動とは

核家族化や少子高齢化などを背景に、地域の「つながり」が薄れていることから、地域で見守りを必要とする人が増えてきています。

桜井市地域見守り活動は、こうした状況から、高齢者等の問題発生につながる兆候を早期発見・防止するため、関係協力機関、地域住民、行政で見守る体制を築くための活動の1つです。

2. ご協力いただきたい内容

◎日常業務を通じた見守り

日常業務の範囲内で、新聞、郵便物等が何日もたまっているなど、「あれ、ちょっと様子がおかしいかな?」「あれ?何かいつもと違うかな?」と気づかれたら、問い合わせ先へご連絡をお願いします。

◎「気になるサイン」とは?

- ☐ 新聞や郵便物が数日間たまっただまになっている
- ☐ 洗濯物が夜になっても干しっぱなしになっている
- ☐ 扉が開いているが、呼びかけても返事がない
- ☐ 昼間でも門灯がついたままになっている。また夜になっても電灯がついていない。

3. 連絡から確認までの流れ

- ①日常業務において、従業員が顧客（高齢者など）の異変を感じられた場合は、対象者の情報（氏名・住所等）及び気づかれた内容を下記問い合わせ先へご連絡ください。
- ②桜井市は各関係機関と連携を図り、対象者の安否確認及び連絡など対応させていただきます。
- ③対応終了後、事業者様へ対応方法について必ずご報告させていただきます。

※ あくまで日常業務の範囲内で無理のないご協力をお願いします。

問い合わせ先

平日8:30～17:15

桜井市役所 高齢福祉課 地域包括ケア係

☎ 0744-42-9111(代表番号)

※上記以外の時間で緊急性がある場合

奈良県桜井警察署

☎110番（0744-46-0110）

奈良県広域消防組合 桜井消防署

☎119番（0744-42-4119）

桜井市地域見守り活動イメージ図



日常業務中

何かおかしい！
気になる

◎市役所へ
問い合わせ（通報）

※緊急の場合は
消防署・警察署へ



◎必要と判断した場合は通報する

- ◎個人の情報把握
- ◎関係機関に連絡
- ◎関係機関と対象者宅を訪問

◎経過報告と対応等連絡する

※緊急対応時

明らかに、室内または敷地内で人が倒れているときは、まず救急車（１１９番）次に警察（１１０番）へ連絡してください。その後、桜井市へ連絡をお願いします。
※開庁時間（平日８:３０～１７:１５）外の場合は後日連絡をお願いします。